

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	紀宝町 (24562)
地域名 (地域内農業集落名)	大里地区 (大里)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	88.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	88.2 ha
② 田の面積	53.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	25 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	
(備考) 遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha) ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1: ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2: ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5: (参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業者の高齢化により、地区内の担い手が不足しており、基盤整備した農地を中心に地区外の担い手により、農地利用集積が進められている。</li><li>・一部の水田では、担い手により、麦や飼料作物、野菜などの二毛作が行われている。</li><li>・一部の水田では、WCS用イネの生産が行われており、近郊の畜産農家に提供している。</li><li>・広く多面的機能保全活動が実施されており、活動組織である大里農村環境活動組織、大里第二農村環境活動組織により、水路や農道などの定期的な点検や維持保全作業が行われている。</li><li>・大里地区を含む相野川・相野谷川流域の地区において、紀宝町水田営農推進協議会が組織されており、農地の利用調整などに取り組んでいる。また、農事組合法人宝田により、農作業の共同化、作業受託などの取り組みが行われている。</li></ul> <p>(田代集落の柑橘圃場の団地)</p> <p>比較的、担い手の世代交代が進んでいるが、それでも後継者の確保が十分ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区域内の水利施設等の老朽化が進んでおり、農業基盤整備事業によるパイプラインの再編及び農道等の更新が検討されている。</li><li>・多面的機能保全活動が実施されており、活動組織である御浜地域環境活動組織により、水路や農道などの定期的な点検や維持保全作業が行われている。</li></ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小畑など、山間部に近い地域などは規模の小さな農地が多く、条件面で営農が困難であり、耕作放棄地となる恐れがある農地がある。</li><li>・担い手による農地の利用集積が行われているが、農地が分散しているため、経営効率が悪い圃場も見られる。</li><li>・老朽化等の理由により農業用水路等の一部の施設が破損しやすくなっており、農業経営に影響が出ないように対応する必要がある。</li></ul> <p>(田代集落柑橘圃場の団地)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一部の農地では地下水が噴き出すなど、区域内の水利が安定していない農地がある。</li><li>・近年、有害鳥獣、特にニホンジカによる被害が増加している。</li></ul> <p>【地域の基礎的データ】</p> <p>担い手農業者：13人(うち50歳代以下8人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体(農事組合法人宝田)</p> <p>主な作物：水稲・麦・飼料作物・柑橘</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"><li>・水稲を中心に耕作を継続していくが、担い手により転作作物の耕作や二毛作などの取り組みが行われており、今後についても野菜・果樹等の高収益作物への取り組みを推進し地区内での拡大を図っていく。</li><li>・農業者の高齢化により、地区内の担い手が不足しており、引き続き地区外の担い手への農地の利用集積を推進していく。</li></ul> <p>(田代集落の柑橘圃場の団地)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・柑橘を中心とした農業経営を行っていく。また、そのなかでも高収益の柑橘への転換を検討していく。</li><li>・基盤整備については、御浜土地改良区と連携を密にして検討していく。</li></ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集約化を目指し、農地中間管理機構への貸付を経て地域農業の担い手へ段階的に集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	38 %	将来の目標とする集積率	38 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在、地域農業の担い手への集約化に取り組んでおり、今後、離農意向のある耕作者の農地についても担い手へ貸付を行い、さらに集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・水稻については、水田営農推進協議会や多面的機能直接支払交付金の活動組織等による利用調整のもと、担い手への農地利用集積を推進していく。また、農事組合法人宝田での作業受託や新たな担い手の確保による耕作放棄地の解消や集約化を図っていく。  ・田代集落の農地利用は、御浜土地改良区による利用調整のもと、担い手への農地利用集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地貸借が発生した際は、担い手等の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
田代集落の柑橘圃場の団地については、パイプラインの再編や農道改修等の基盤整備事業を予定している。また、担い手からのニーズがあれば、御浜土地改良区とも連携し、県営中山間地域総合整備事業等の補助事業を活用し、農業用水路等の基盤整備を検討する。 それ以外の集落についても担い手等の農業者のニーズを踏まえ、県営中山間地域総合整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用水路等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地区内の農業者への集約化を進めていくが、農業者の高齢化、後継者不足等の理由により地区内の担い手が不足しているため、営農継続が困難となることが予想されており、広く地区外の農業者を含めた担い手の確保を検討をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため、非担い手の農業者の方の田植えや稲刈りなどの農作業を農事組合法人宝田へ作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやニホンジカ等の被害が拡大しないよう侵入防止柵やワイヤーメッシュ等の設置を検討するとともに、地元猟友会等とも連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。  
 ②有機農業の取り組みを推進する。(227a)(田代集落)  
 ④担い手の経営意向を把握し、野菜などの高収益作物の生産を推進する。田代集落の柑橘圃場についても高収益の柑橘への転換を推進する。  
 ⑨地区内で生産されたWCS用イネなどの飼料作物を新宮市などの近郊の畜産農家に供給している。  
 ⑦山間部周辺などの条件が悪く農業経営が困難な農地については、保全・管理も検討する。  
 ⑧県営中山間地域総合整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用施設の更新を図っていく。田代集落についても農業基盤整備事業によりパイプラインの再編及び、農道の改修が検討されている。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻	11.5 ha	- ha	水稻	11.5 ha	- ha	A	
認就	農業者B	水稻	6.3 ha	- ha	水稻	6.3 ha	- ha	B	
認農	農業者C	水稻	2.1 ha	- ha	水稻	2.1 ha	- ha	C	
認農	農業者D	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	0.8 ha	- ha	D	
認農	農業者E	柑橘	2.6 ha	- ha	柑橘	2.6 ha	- ha	E	
認農	農業者F	柑橘	2.2 ha	- ha	柑橘	2.2 ha	- ha	F	
認農	農業者G	柑橘	2.2 ha	- ha	柑橘	2.2 ha	- ha	G	
認農	農業者H	柑橘	2 ha	- ha	柑橘	2 ha	- ha	H	
認農	農業者I	柑橘	1.8 ha	- ha	柑橘	1.8 ha	- ha	I	
認農	農業者J	柑橘	0.7 ha	- ha	柑橘	0.7 ha	- ha	J	
認農	農業者K	柑橘	0.6 ha	- ha	柑橘	0.6 ha	- ha	K	
認農	農業者L	柑橘	0.6 ha	- ha	柑橘	0.6 ha	- ha	L	
認農	農業者M	柑橘	0.5 ha	- ha	柑橘	0.5 ha	- ha	M	
計	13経営体		33.9 ha	0 ha		33.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。